

12月2日から

どうなるの？

国民健康保険・後期高齢者医療制度 健康保険証

国民健康保険証・後期高齢者医療保険証が、今年の12月2日(月)から発行(更新)されなくなります。これまでの保険証の代わりに利用が促進されるのが、「マイナ保険証」(保険証として利用するための登録を行ったマイナンバーカード)。「マイナ保険証」のメリットや登録方法、使い方などをお伝えします。

2024年12月1日までに交付された保険証は有効期限までは使用できます(最長2025年7月31日)

2024年12月2日以降は新たな保険証は交付されません



「マイナ保険証」に切り替わることで、こんなにいいことがあります！

◆ 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

※非課税世帯で長期入院に該当するときは申請が必要な場合があります。

◆ オンラインで医療費控除がより簡単に

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がより簡単になります。

◆ 健康保険証としてずっと使える

就職・転職・引っ越しをしても、健康保険証としてずっと使えます。医療保険者が変わる場合は、加入・脱退の届け出が引き続き必要です。

◆ 自身の健康管理に役立つ

マイナポータルで自身の特定検診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。

◆ より良い医療が可能に

本人が同意すれば、初めての医療機関等でも、特定検診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できます。

私はどうしたらいい?



マイナ保険証がある人 マイナンバーカードを 保険証(マイナ保険証)登録 している人

- 2025年7月中に「資格情報」をお知らせする通知が届きますので、確認してください。
- 「マイナ保険証」で受診してください。



マイナ保険証がない人 マイナンバーカードを持っていない、 マイナンバーカードを持っているけど マイナ保険証の登録をしていない人

- 新規加入時、住所変更等の記載内容の変更や紛失等による再交付時は「資格確認書」が交付されます。
- 今持っている保険証の有効期限が切れるまでに「資格確認書」が送付されます。
- 「資格確認書」を保険証の代わりに受診してください。

〈マイナ保険証の利用登録の方法〉

■ 医療機関・薬局の受け付け

受付に設置してあるカードリーダーに自身のマイナンバーカードを置いて、本人確認を行い、画面の指示に従って登録手続きをしてください。

■ マイナポータル

スマートフォンやパソコンから登録できます。

詳しくはこちらから▶



■ セブン銀行ATM

セブンイレブンに設置してあるATMで登録できます。

詳しくはこちらから▶

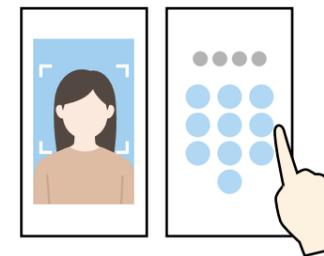
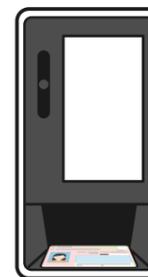


登録に必要なもの

マイナンバーカード + 利用者証明用パスワード(4桁)

〈医療機関や薬局での利用方法〉

- 1 マイナ保険証を顔認証付きカードリーダーに置く。
- 2 表示される画面で「顔認証」か「暗証番号」を選び、本人確認を行う。
- 3 画面に従って、過去の診療や薬などの情報提供について選択する。



〈こんな時どうしたらいいの?〉

Q. 就職や退職する際の手続き

A. 国民健康保険に加入するときや脱退するときは、今までどおり手続きが必要です。市役所本庁または支所に届け出てください。

Q. マイナ保険証を登録しているか確認する方法

A. マイナポータルにログインし、「登録状況の確認」の「確認」ボタンを押し、「健康保険証」を押していただくと、健康保険証の登録状況を確認いただけます。

マイナ保険証について、市民モニターを対象にアンケート調査を行いました。市民モニター結果▶



国民健康保険・後期高齢者医療以外の方は、加入中の保険者へお問い合わせください。

☎ 保険医療課 医療保険年金係 ☎ お太助フォン 42-5619